平成２９年（フ）第３１６号
埼玉県東松山市大字松山1804番地224
破産者　山口祐里子（旧姓林）
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３３９号
埼玉県東松山市五領町17番地30
破産者　横地　順一
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１６４号
新潟市東区上木戸３丁目３番15号、住民票上の住所新潟市東区上木戸１丁目６番11号２
破産者　森　　好博
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８２号
福井市日之出４丁目11―32　チェリーハイム・イマギⅡ　１階　101号室、住民票上の住所福井県坂井市坂井町東中野第12号６番地49
破産者　長谷川博史
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６３号
福井県あわら市自由ケ丘２丁目25番30号　サクラヒルズ　202号
破産者　清水　隆行
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７４号
福井市蒲生町第１号90番地１　こしの渚苑
破産者　沖　　圭一
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７７号
福井県坂井市春江町江留下屋敷26番地１　セジュールハルエ　101号室
破産者　伊藤　雅彦
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４４号
宮城県柴田郡大河原町大谷字上谷前100番地66　ファーストフォースＡ
破産者　湯田　哲也
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第８８号
神奈川県大和市西鶴間４丁目11番11号　高橋ハイツ201号
破産者　松並　謙二
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４号
川崎市多摩区宿河原６丁目20番19号　川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら、住民票上の住所川崎市多摩区登戸498番地　ハートランドヨシザワ　103
破産者　江副友妃子こと　江副スミ子
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
川崎市多摩区登戸498番地　ハートランドヨシザワ　103
破産者　江副　慎一
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５３１号
神奈川県鎌倉市常盤422番地６　フォルム鎌倉常盤611号、前住所神奈川県鎌倉市常盤606番地25
破産者　岩本　美彦
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８１９号
川崎市宮前区東有馬２丁目38番１―210号
破産者　下間　忠雄
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８７８号
川崎市多摩区菅仙谷２丁目９番１―408号
破産者　山下　博正
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７９号
静岡市駿河区広野２丁目２番10―103号　コーポ佐藤
破産者　西岡　顕人
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３５号
静岡市清水区押切14番地の２　清水旭ヶ丘団地201号室、旧住所静岡市清水区梅ヶ谷60番地の８
破産者　マリック　サルファルアズ　カーン
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５８２号
静岡市駿河区石田３丁目16番５－６号　サンビレッジ静岡南Ｆ棟202号
破産者　古牧　　哲
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６１号
大阪府三島郡島本町水無瀬２丁目２番２号605、開始決定時の住所京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字谷田77番地82
破産者　曽束太三郎
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係